

コープのベビーレンタル 契約に関する利用規約

福井県民生活協同組合（以下「甲」という）の商品をご利用いただきありがとうございます。甲の組合員（以下、組合員という）に甲所有の商品及びその商品のすべての付属品（以下商品という）をご利用いただくにあたり、次の通り契約を締結します。

1. このレンタル契約は、組合員が「商品確認書」に記載する期間及び料金にて甲より商品を借り受けるにあたり、その基本的な事項を定めるものです。
2. レンタル期間中は途中で解約した場合であっても、当初定めたレンタル期間の料金のご返金は出来ません。
3. 商品はレンタル期間が満了するまでに返却していただくものとし、その後に返却された場合は延長した月額を商品返却時に支払うものとしします。
4. 商品のレンタル期間の延長を希望する場合は、レンタル期間終了の2週間前までに甲に申し出るものとしします。ただし商品のレンタル期間は最長1年としします。
5. 組合員がこの契約に違反した場合、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事ができるものとしします。この場合、組合員は直ちに商品を返却し、甲が商品の返却を受けるまでのレンタル料金を支払うものとしします。
6. 商品は店頭渡し店頭返却となります。
7. 商品は目的にあった使用をしていただき、利用保管については、充分なご注意をお願いします。
8. 商品を甲に返却する場合において、通常の使用による損耗ではなく、原価以上に商品が破損し修理を必要とする場合には修理代に相当する費用を弁償して頂きます。
9. 商品について第三者が差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合は、直ちに甲にその旨を通知するものとしします。
10. 商品は第三者への使用や、譲渡、質入、転貸、占有移転などを禁止します。また、商品の改造や改装も禁止します。
11. 商品に構造上の欠陥があり組合員のご使用目的を達成できない場合は、レンタル後3日以内に甲に連絡するものとしします。甲は同種同等の代替商品の貸し出しもしくは、代替商品がない場合はレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとしします。
12. 商品が着装しようとする車に装備できない場合、レンタル後3日以内に組合員は甲に連絡するものとしします。着装不能であることが分かった場合、甲はレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとしします。3日を超えて連絡があり装着不能と分かった場合は、当初定めたレンタル期間の料金のご返金は出来ないものとしします。
13. 商品が組合員のお手元にある間に返却及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えていればその期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出した商品の価格と同額を弁償していただきます。
14. 組合員が商品を使用されるにあたって、組合員の使用上の不注意によって生じた損害については、甲は一切の責任を負いません。
15. 甲は商品の操作機能を確認のうえ、双方確認のもと組合員に商品をお渡しした後、組合員に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負いません。
16. 商品が盗難、火災に遭った場合、組合員に盗難届、被災証明をとっていただきます。甲が保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいただきません。
17. 若し組合員との間にこの契約に関して紛争が生じた場合は、第一審の管轄裁判所は甲の本部を管轄する地方裁判所といたします。